

議案第65号	三田市が設置する一般廃棄物処理施設に係る生活環境影響調査結果の縦覧等の手続きに関する条例の一部を改正する条例の制定について
環境センター	廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、当該条例にて引用する当該法律の条項に移動が生じたため、当該条例の一部を改正しようとするもの。
<p>【改正趣旨】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、当該条例にて引用する項が移動したため改正しようとするもの。</p> <p>【関係法令】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律</p> <p>【改正内容】 条文中項の変更【第1条関係】→廃棄物の処理及び清掃に関する法律第9条の3第6項（一般廃棄物処理施設の管理者は、当該施設の維持管理に関する計画及び維持管理に関する情報で、環境省令で定める事項について公表しなければならない。）の追加により、以降の項が繰り下がることにより、上記法律同条の項を引用しているこの条例を改正する。</p> <p>【現行】同条第7項 ⇒ 【改正】同条第8項 同条第8項 ⇒ 同条第9項</p> <p>【施行期日】 廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部を改正する法律(平成22年法律第34号)の施行の日から施行する。 ※上記法律は、平成22年5月19日に公布され、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。</p>	